**平成２９年（フ）第３３０号**
兵庫県三木市志染町青山２丁目11番地の５
債務者　ナミ企画こと　漣　　一夫
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大上　岳彦
4　破産債権の届出期間　平成29年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月13日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第３１３号**
北九州市小倉南区長尾６丁目13番16号
債務者　掛橋　義一
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　疋田　展大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第３３１号**
北九州市門司区柳町３丁目15番25号
債務者　榎本　直子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　幸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第２８８号**
福岡県遠賀郡岡垣町東松原２丁目９番５号
債務者　松尾　重政
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　正朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月29日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第６３８号**
名古屋市緑区亀が洞２丁目203番地　スインセラティＡ棟102号、従前の住所名古屋市名東区宝が丘153番地　エポルシオン東光Ｂ棟102号
債務者　小山　孝二
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川岸　弘樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月24日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第９８号**
群馬県高崎市中泉町101番地１　Ｓ－ＢＯＸ－１　102号
債務者　古立　麻美（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上原　光太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月13日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２９年（フ）第５８号**
香川県坂出市加茂町1074番地５
債務者　大石　雅人
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金丸　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２９年（フ）第２０号**
長崎県西彼杵郡長与町斉藤郷18番地　脇崎マンションⅡ401号
債務者　進藤　良治
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　大地
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２８年（フ）第８１号**
新潟県村上市上片町３番３号
債務者　宮本　幸夫
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　正一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２９年（フ）第２７号**
兵庫県多可郡多可町中区鍛冶屋299番地
債務者　松田　明浩
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２９年（フ）第３０８号**
兵庫県芦屋市高浜町４番２―2124号、前住所兵庫県芦屋市朝日ケ丘町６番23―102号
債務者　米田　信吉
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第２７号**
長崎県長崎市京泊２丁目２番９―104号
債務者　北村加代子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　真邦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第２５号**
岩手県一関市萩荘字下モ下釜110番地１　Ｄ棟
債務者　鈴木　　伸
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２９年（フ）第３２８号**
北九州市小倉北区中井３丁目19番８号（プリエ中井202号）
債務者　平原　幸生
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第３３３号**
北九州市戸畑区天籟寺２丁目５番17―102号
債務者　川崎　安博（旧姓久野）
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第３３４号**
北九州市戸畑区天籟寺２丁目５番17―102号
債務者　川崎　敏也
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第３３５号**
北九州市戸畑区天籟寺２丁目５番17―102号
債務者　川崎　敏子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部